

1 人権3条例の改正及び制定について

(1) 人権をめぐる課題への対応

- 人権課題は複雑多様化してきており、府の人権施策の実効性を高めるためには、行動の主体である府民・事業者がそれぞれの役割を理解し、行政と府民・事業者が共にオール大阪での取組を進めることが重要。とりわけ、ヘイトスピーチや性的マイノリティなどの新たな人権課題には、その対応が求められているところ。
- 大阪では、今後、2025年大阪・関西万博など、世界的なイベントが開催されるほか、出入国管理及び難民認定法の一部改正などの動きを受け、増加する来阪外国人旅行者や外国人労働者の受入れを見据えた国際都市にふさわしい環境を整備していくことが喫緊の課題。
- 2025年大阪・関西万博が目指す持続可能な開発目標（SDGs）においては、不平等の是正など人々の権利に関わる目標が掲げられており、その達成に向けた取組の推進が求められている。

(2) 大阪府人権施策推進審議会における審議

○ 諮問（平成31年2月15日）

諮問事項

- ① 大阪府人権尊重の社会づくり条例における府民及び事業者の責務
- ② 性的マイノリティに対する差別の解消に向けた規定
- ③ ヘイトスピーチの解消に向けた規定

○ 答申（令和元年7月1日）

(答申の概要)

①大阪府人権尊重の社会づくり条例における府民及び事業者の責務

- 複雑多様化する人権課題への的確な対応や、国際都市にふさわしい環境整備を図り、すべての人の人権が尊重される社会の実現のためには、その担い手である府民、事業者の協力は不可欠なものとなっており、府民、事業者の責務を明らかにすることが適当。
- 府民や事業者の責務について規定するに当たっては、府民及び事業者に人権尊重の社会づくりの推進について理解を促し、その上で府の人権施策への協力に努める内容とすることが適当。

②性的マイノリティに対する差別の解消に向けた規定

- 性的マイノリティの人々に対する誤解や偏見をなくし、差別の解消をめざすとともに、国際都市としてふさわしい環境を整備するため、条例を制定することが適当。
- 性的指向及び性自認の多様性についての社会の理解が進んでいない現状を踏まえ、まずは、理解の増進を図ることが適当。

③ヘイトスピーチの解消に向けた規定

- ヘイトスピーチを禁止するという府の姿勢を明確に宣言し、府においてヘイトスピーチは許されないものという共通認識を社会に根付かせることが重要。
- ヘイトスピーチのない社会の実現に寄与することを求めるとともに、啓発等の取組を推進することが適当。
- 特に影響の大きいインターネット上の事象に対する迅速な拡散防止措置として、市町村と連携し、人権擁護機関である大阪法務局に削除要請を行うことが適当。

(3) 改正・制定に向けたスケジュール（案）

- 8月上旬～9月上旬：パブリックコメントの実施
 - ・大阪府人権尊重の社会づくり条例の改正（案）
 - ・大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例（案）
 - ・大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例（案）
- 9月：9月議会（前半）に上記改正（案）及び条例（案）を提出予定

2 大阪府人権尊重の社会づくり条例の一部改正（案）の概要

(1) 条例改正の背景・必要性

(複雑多様化する人権課題への対応)

- これまで府では、本条例（平成10年施行）のもと、同和問題、女性、子ども、障がい者等の人権課題について、個別の条例を制定し、取組を進めてきた。
- こうした人権課題における個別の条例には、府民や事業者の責務が規定されている。また、平成12年に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に国民の責務が規定され、他の都道府県の人権条例においても、都道府県民や事業者の責務が規定されている。一方で、本条例には、府の責務のみが規定されている。
- ネット社会等の社会構造の変化や価値観の多様化等、複雑多様化する人権課題に的確に対応するため、また、国際都市にふさわしい環境整備を図り、全ての人の人権が尊重される社会を実現するためには、その担い手である府民及び事業者の協力は不可欠である。

(2) 条例改正案の概要

府の各人権課題における個別条例や、新たに制定を予定している性的マイノリティ及びヘイトスピーチの条例と同様に、府民及び事業者の責務を追加。

○ 府民の責務を規定（第3条）

- 府民は、人権尊重の社会づくりの推進について理解を深め、その上で府の人権施策への協力する努力義務。

○ 事業者の責務を規定（第4条）

- 加えて、事業者には、事業活動を行うにあたり、人権尊重のための取組を推進する努力義務。